

経 済 産 業 省

公 印 省 略

20250903資第8号

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和7年9月26日

経済産業大臣 武藤 容治

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この訓令は、令和7年9月26日から施行する。